



「公印省略」

1市町村第1505号
令和元年7月18日

福岡県老人福祉施設協議会 御中

福岡県企画・地域振興部長
福岡県保健医療介護部長

「プレミアム付商品券事業」について

平素より本県行政の推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

今年10月に予定されている消費税率の引上げが低所得者等の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、県内の全市町村において「プレミアム付商品券事業」の実施が別紙事業概要のとおり予定されています。

商品券は、現金と同様の機能を果たす金券として、市町村等が発行・販売するものであり、原則、医療や介護の自己負担の支払いに充てることが可能です。市町村等において、当該市町村域内に所在する民間事業者(介護施設等を含む)を対象に、商品券使用可能店舗を公募することとなっており、別添のとおり厚生労働省から関係団体向けに事務連絡が発出されておりますので、お知らせします。

なお、県では、以下の福岡県ホームページにおいて、本事業に係る制度の周知を図るとともに、県内市町村における商品券使用可能店舗の公募の状況等を公開しておりますので、併せてお知らせします。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/premium.html>

※上記福岡県ホームページ中、中段「リンク」より
各市町村ホームページに遷移

<問い合わせ先>

福岡県企画・地域振興部市町村支援課

担当：野口、田代

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL:092-643-3302

FAX:092-643-3078

事務連絡
令和元年6月17日

(別記) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

プレミアム付商品券の取扱い事業者となる上での留意点について

平素より、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

つきましては、その取扱いに際した留意点についてお知らせ致しますので、下記内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますよう、お願ひいたします。

なお、商品券事業の詳細については、別添概要資料をご参照ください。

また、制度全般に関するお問い合わせは、別添資料にあります専用ダイヤルへ、各市町村等における公募方法や公募時期等の詳細については、事業所が所在する市町村等へご照会ください。

記

1. 商品券は、金券として現金と同様の機能を果たすものとして、市町村等が発行・販売するものであり、原則、医療や介護の自己負担の支払いに充てることが可能です。

商品券を使用可能な店舗、事業者等については、市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者を対象に幅広く公募する予定であり、各事業者における応募は任意です。

2. 本商品券は、お釣りが出ないものであるため、自己負担分を超える額面の商品券を受け取ってはならない点に、ご留意ください。

例：900円の自己負担の場合、500円の商品券2枚ではなく、商品券1枚と現金400円で受け取っていただく必要があります。

(別添) プレミアム付商品券事業の概要

プレミアム付商品券事業について

専用ダイヤル 0570-02-2036
専用HP <https://www.02premium.go.jp>

- 消費税・地方消費税率の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯・子育て世帯・子育て世帯で、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を国が全額補助。

1. 購入対象者

- (1) **2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) **学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30^(注)までの間に生まれた子）が属する世帯主**

(注) 消費税・地方消費税率引上げ日の前日

- 購入限度額：①上記1.(1)の該当者：券面額 2.5万円（販売額 2万円）
②上記1.(2)の該当者：券面額 2.5万円（販売額 2万円）×3歳未満の子の数※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：20%（プレミアム補助額：5千円）
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（市区町村には**2019.10.1**使用開始を目標とするよう要請）
- 取扱事業者：市区町村内の店舗を幅広く対象として公募（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は不可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

- 31年度予算： 1,723億円 ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

【商品券イメージ】

【購入引換券様式イメージ】

(表)

○○市プレミアム付商品券購入引換券	
購入者氏名	○○○○ ○○県○○市...
購入者住所	
購入単位	400円 (利用可能額 500円)
購入回数	5回
(市域外転出者の方へ) 本購入引換券はお住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と 交換できます。	
【購入確認欄】	
○○市	○○市 購入 確認済
○○市	○○市 購入 確認済
↑	
購入単位1単位を購入する毎に「購入済」印を押印	



(裏)

「元気」川口商品券(プレミアム付き商品券)のご利用について

- この商品券は、川口市内の「元気」川口商品券加盟店の表示があるお店でのみ使用できます。
- この商品券の有効期間は、無効となり、払い戻しができません。
※この商品券は、つりはしません。
※詳しいことは店舗面をご覧ください。
(発行・元気川口商品券実行委員会 川口商店街組合 後援川口市)
- この商品券の利用でできないもの
・換金性の高いものの商品券、ビール券、割引券、印紙、プリペイドカードなど)
- ・専用法第2条第5項に規定する性別差別種族差別主義に係るもの
- ・「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売業者や地方公共団体への支払い
- ・加盟店が利用を不可とした商品
- ・その他、法律で商品券による購入が禁じられている。
- この商品券は、おつりは出ません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 返金はできません。
- その他、この商品券は発行事業者の定めにより実施します。
- 商品券は共通券、専用券の2種類です。加盟店に掲示したボスター等で、どちらを使用できるのかご確認ください。